

各務原市肥料価格高騰対策追加支援事業補助金交付要綱

(令和4年10月31日決裁)

(趣旨)

第1条 市は、肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和するため、予算の範囲内において各務原市肥料価格高騰対策追加支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則(昭和38年規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 国要綱 肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱(令和3年12月20日付3農産第2155号農林水産事務次官依命通知)をいう。
- (2) 国要領 肥料価格高騰対策事業実施要領(令和3年12月20日付3農産第2156号農林水産省農産局長通知)をいう。
- (3) 国支援金 国要綱第5(3)に規定する肥料価格高騰対策事業に対し、国要綱及び国要領に基づき交付される支援金をいう。
- (4) 対策事業取組実施者 国要綱第5(3)に規定する対策事業取組実施者をいう。
- (5) 市内参加農業者 国要領第3の1に規定する参加農業者のうち、次のいずれにも該当する者をいう。
 - ア 農業者が個人の場合にあっては、市内に住所を有していること。
 - イ 農業者が法人又は組織の場合にあっては、市内に本店又は主たる事業所を有していること。
 - ウ 市税を滞納していないこと。
 - エ 規則第3条の3各号のいずれにも該当しないものであること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、国支援金の交付の採択を受けた対策事業取組実施者のうち、市内参加農業者が参加するものとする。

(補助事業)

第4条 補助事業は、補助対象者が国支援金を交付する市内参加農業者に対して、次

項の規定により算定した追加支援金を支払う事業とする。

2 追加支援金は、国要領別記 3 第 2 の 2 の規定を準用して算定する。この場合において、国要領別記 3 第 2 の 2 (1) 中「0. 7」とあるのは、「0. 15」と読み替えるものとする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、追加支援金の額の総額に、当該補助対象者が当該追加支援金を支払うために要する振込手数料の額を加えた額とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第 4 条第 1 項に規定する申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 国支援金に係る採択決定通知書の写し

(2) 国支援金に係る提出書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第 7 条 補助金の交付の決定には、規則第 6 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助金の交付を受けたときは、市内参加農業者が指定する金融機関の口座に追加支援金を速やかに振り込まなければならないこと。

(2) 国支援金の全部又は一部の返還を求められたときは、当該返還に係る事由により、交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

(補助金の請求)

第 8 条 補助金の交付決定を受けた者は、速やかに規則第 1 4 条第 2 項に規定する補助金交付請求書を提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 9 条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに当該請求をした者の指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

(補助事業の実施報告)

第 10 条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後速やかに規則第 1 1 条に規定する補助事業実施報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 市内参加農業者に追加支援金を支払ったことを示す書類

(2) 追加支援金の支払に要した振込手数料の額が分かる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。